

# 会社の登記に関する登録免許税

登記内容	登録免許税	備考
株式会社の設立	資本金の額の1000分の7 (15万円に満たない場合は15万円)	資本金約 <b>2140万円</b> まで、登録免許税は15万円
合同会社の設立	資本金の額の1000分の7 (6万円に満たない場合は6万円)	資本金約 <b>857万円</b> まで、登録免許税は6万円
資本金の額の増加 (増資)	増加する資本金の額の1000分の7 (3万円に満たない場合は3万円)	増資する額が約 <b>428万円</b> まで、登録免許税は3万円
役員の変更 (重任含む)	申請1件につき1万円 (資本金の額が1億円以上の会社の場合3万円)	<b>1回の登記申請で役員複数名の変更分を申請しても登録免許税は一定</b>
商号変更 目的変更 公告方法変更 発行可能株式総数変更 株式の分割、併合 譲渡制限規定変更 責任免除規定変更 責任限定契約変更 監査役設置会社の定め変更 他	申請1件につき3万円	<b>1回の登記申請で複数の変更分を申請しても登録免許税は一定</b>
本店移転 支店移転	1箇所につき3万円	<b>管轄外本店移転の場合は、3万円×2=6万円</b>
支店設置	1箇所につき6万円	本店所在地の管轄外へ支店設置の場合、下記費用も必要
支店における登記	1件につき9000円	更正、抹消は1件につき6000円
取締役会、監査役会に関する事項の変更	1件につき3万円	
新株予約権の発行	1件につき9万円	
支配人の選任等	1件につき3万円	
合併、組織変更 (存続会社等)	増加する資本金の額1000分の1.5 (一定の額を超える部分については1000分の7) (3万円に満たない場合は3万円)	1件につき3万円 (消滅会社)
会社分割 (承継会社)	増加する資本金の額1000分の7 (3万円に満たない場合は3万円)	1件につき3万円 (分割会社)

別区分の登録免許税は項目ごとに加算されます。ex,)目的変更と資本金の額の変更 3万円+3万円=6万円